

那覇市・南風原町環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年2月3日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 覚

(提案理由)

職員等のサービスの宣誓における対面での署名及び押印を不要とし、その他所要の規定を整備するため、この案を提出する。

令和5年2月3日
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 翁長 俊英



那覇市・南風原町環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

那覇市・南風原町環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例（条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後									
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条の2第1条2項の規定に基づき、<u>職員</u>のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>管理者又は管理者の定める上級の職員</u>の面前において、<u>別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</u></p> <p>[別記様式(第2条関係)]</p> <table border="1" data-bbox="191 1400 766 1635"> <tr><td>宣誓書</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>印</td></tr> </table> <p>[略]</p>	宣誓書	[略]	氏名	[略]	印	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条(同法第9条の2第1条2項の規定に基づき、<u>新たに職員となった者</u>のサービスの宣誓について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(サービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、<u>別記様式による宣誓書を管理者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。ただし、天災その他の管理者が認める理由がある場合において、新たに職員となった者が宣誓書の提出の前にその職務に従事したときは、その理由がやんだ後速やかに行わなければならない。</u></p> <p>[別記様式(第2条関係)]</p> <table border="1" data-bbox="813 1400 1372 1635"> <tr><td>宣誓書</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> </table> <p>[略]</p>	宣誓書	[略]	氏名	[略]
宣誓書										
[略]										
氏名										
[略]										
印										
宣誓書										
[略]										
氏名										
[略]										
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表</p>										

の表示がない場合には、当該改正後表を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

